

2. 11月議会について

林野参事：本年11月議会に提案いたします、吹田市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、（仮称）健都ライブラリーの整備事業の進捗状況や今後の予定を含めまして簡単に御説明させていただきます。（仮称）健都ライブラリーについては、既存の市内図書館の設置目的に加えて、健康寿命の延伸に資することを目的として整備を進めております。隣接する健都レールサイド公園と一体的な事業を行い、民間ならではのノウハウや創意工夫により、効果的、効率的で質の高い施設の管理運営を行うため、指定管理者制度を導入します。なお、候補者の選定につきましてはライブラリーと公園の両施設で一括して行います。図書館窓口等業務につきましては、これまでのアウトソーシング計画に則り、館ごとに委託しておりましたが、今回指定管理者制度が導入されますので、その部分を指定管理者の業務の中にも含めようと考えております。図書館本来の業務であるレファレンスの業務や選書等の蔵書構成にかかる業務につきましては司書資格を有する市職員が行います。

次に条例改正の概要についてですが、主な改正案は3点です。（1）名称及び位置の追加、（2）設置目的及び事業、（3）指定管理者制度の導入です。改正案が市議会にて可決されましたら、健都ライブラリー管理運営に関する事、指定管理者の指定期間、指定管理者の選定に関する事、その他必要な事は、別途教育委員会規則で定めます。条例の改正案の詳細については資料の条例現行・改正案対照表を確認していただきますようお願いいたします。

施行日は、3つの段階に分かれております。（1）指定管理者の選定に関する規定は公布の日、（2）健都ライブラリーの指定管理に関する規定は平成32年7月1日、これは建物引き渡しの予定日になっております。施設の供用開始に向けて作業を含め、指定管理の業務移行から開始しようとしております。（3）健都ライブラリーの設置に関する規定は平成32年11月11日、この日に供用開始を予定しております。

条例の改正を行うにあたりまして、今年の8月に一か月間パブリックコメントを実施いたしました。健都レールサイド公園についての御意見を含めまして、全部で10件ございました。補足ですが、健都ライブラリーの工事に係る状況等も御説明させていただきます。実施設計が終わりまして、9月議会の報告にもございましたが、建設工事にかかる予算も9月議会で承認されました。建築工事の事業者を決める2つの告示を来月12月に行う予定です。入札後、事業者との契約につきましては、2月定例会でご承認いただけましたら、来年の春から着工予定となっております。工事期間は約15か月間を想定しております。建物引き渡しは平成32年7月となる見込みです。現地で開館準備作業を行い、平成32年11月11日に開館できますように進めてまいります。

最後に指定管理者に実施を求める業務（イメージ）について、5つのポイントにまとめております。施設維持管理業務などのハード面の他に、健康増進を図る事業の実施に関する事として、指定管理者の募集要項に盛り込むことを想定しております。図書館から吹田市立図書館条例の一部改正について説明は以上でございます。

西田参事：続きまして、吹田市立少年自然の家条例の一部改正について御説明させていただきます。先日はお忙しい中、少年自然の家に視察に来ていただきありがとうございます。少年自然の家条例の一部改正につきましては、8月にパブリックコメントを実施し、条例改正に向けて準備を進めているところでございます。

少年自然の家については、青少年の健全育成とすべての世代の心身の健康増進に寄与する施設とするため、条例改正を行うものです。主に二つありまして、一つ目は、青少年をはじめ、幼児から高齢者まで市民誰もが使える生涯学習施設へと、設置目的を変更することと、二つ目は、民間のノウハウを活用するため、指定管理者制度を導入するものでございます。

背景としまして、これまで少年自然の家は、学校、子供会、ボーイスカウト、ガールスカウトなどの青少年団体を対象とした宿泊可能な社会教育施設として、昭和55年に開所しております。この間、自炊やテント生活などの野外活動の場として多くの青少年にご利用していただいておりますが、最近では自然観察会や親子で宿泊する家族デーに毎回、定員の倍近い申し込みをいただいております。昨今子供達が自然の触れ合う機会が減少している中、自然体験活動が豊富な子供ほど、情緒が安定し、自己肯定感や道徳観・正義感などが高い傾向がみられるとの調査結果が示されております。また、自然の中で過ごすことで、リフレッシュできることが広く知られておりますが、緑の中を歩く間は脳が休息状態になるという調査結果が出てきております。このようなことから、少年自然の家が青少年だけでなく、ストレスの多い社会に生きる大人にとっても意義ある施設だと考えております。青少年の集団宿泊生活の施設から、青少年を含む幼児から高齢者まで世代を越えた多くの市民が、心身ともにリフレッシュできる生涯学習施設へ、設置目的と使用者の範囲を変更し、この施設を次世代に引き継ごうというものでございます。

指定管理者制度の導入について、条例の改正により拡大された新しい利用者層に利用いただくためには新たな体験活動やプログラムを提供し、高島市周辺と連携した魅力ある事業を実施する必要があると考えております。指定管理者の創意工夫と民間のノウハウを活用した施設に展開すること、全ての世代の市民に利用していただくこと、より効率的な管理がなされることを期待し、公募により選定した団体を指定管理者として指定し、使用の許可、使用料の徴収その他の管理業務を行わせようとするものです。

改正の内容については、(1)第1条(設置)としまして、設置目的等を変更します。(2)第2条第1号(名称)について、「少年自然の家」から「少年」を取りまして、「自然の家」に変更いたします。その他第4条以下につきましても必要に応じて改正をさせていただきます。

今後の主なスケジュール(案)ですが、11月議案について条例一部改正案及び指定管理者候補者選定委員会の委員報酬の補正予算案を提案させていただいております。この補正予算額は選定委員会の委員の報酬で、8,400円の5名分、42千円を提案しております。来年2月に第1回指定管理者候補者選定委員会を開催いたします。平成31年度4月から10月にかけて、指定管理者候補者選定委員会を2回開催する予定となっております。来年度11月定例会におきまして、指定管理者の議会承認をいただき、平成32年度4月より指

定管理者による運営を開始いたします。説明は以上です。

広瀬議長：ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

広瀬議長：少年自然の家条例の新旧対照表で、第1条の設置目的の用語と第4条第2項の用語が少しずれております。特段の理由がないのであれば合わせた方がいいのではないかと思います。第1条では「生涯学習のための施設」、「余暇を過ごす場として」という表現になっており、第4条第2項は「生涯学習の場」、「余暇の場」と表現されておりますので統一していいのではないかと考えております。第1条の「生涯学習のための施設として」の「ための」が必ずしも必要なのかと思います。第1条、第4条第2項ともに言葉の精査をしたほうがいいのではないかと思います。意見として受け止めていただければと思います。

他に何か御意見がございますでしょうか。特になければ条例改正案につきましては、お認めいただいたということにさせていただきます。

続きまして次第の3、少年自然の家視察について事務局より説明をお願いします。

3. 少年自然の家視察について

曾谷課長代理：平成30年11月12日に吹田市立少年自然の家に視察に行っていました。参加者は議長を含めまして4名と職員あわせて11名で行っていました。

－ スライド上映をしながら説明 －

広瀬議長：それでは、視察に参加された委員さんから一言、感想などいただけますでしょうか。

後藤委員：初めて行かせてもらい、このような場所があるとは全く知りませんでした。また、自然に囲まれていてすごく広いので、もっと早くに知っていればと思いました。

武藤委員：私はガールスカウトで何度も利用しております。いつか言おうと思っていましたが、家族にも開かれて非常にいいと思うのですが、ガールスカウトや学校が利用する教育施設でもあると思うので、そのようなことも考えた使われ方をしてほしいと思います。家族連れが利用されるのはやはり安いからだと思います。そしてお酒を持ち込まれて騒がれている横でキャンプをするのはどうかと思ってしまいますので、棲み分けをちゃんとして欲しいと思います。飲酒は決められた場所となっておりますが、どこに決まった場所があるのか明記されていませんのできっちりとしていただきたいと思います。また、衛生面もきっちり厳しく管理していただけたらと思います。みんなが楽しむためには管理される方が厳しい目でしてほしいと思います。

広瀬議長：これまでの自然体験を旨とした施設から生涯学習施設ということで多世代がいろんな体験をしたり交流をしたりすると思います。広くいろんな方々に訪れてもらいたいし、訪れたときに青少年自然体験として積み重ねてきたものも大切にしながら、どう発展させていくかということで、運営の仕方のところでご配慮お願いしたいということだと思います。小学生や中学生だけでなく、高校生や大学生を含めましてどのような仕掛けをすると使いやすいかということで、人を呼ぶ企画と同時に多様な人がいるということは、調整が必要になると思いま

すので、その両面を考えていただけたらと思います。私も初めて行かせていただいたので、吹田市には飛び地でこのような素敵な場所があるということを教えていただきました。私は大学教授をしておりますので、大学生を連れて行ったらどうなるのかと想像しながら見せていただきました。大学によっては体験交流の施設を持っているところもありますが、持っていない大学もありますので、上手な使い方をしてもらえればいい利用者になるのではないかと思います。もし、セミナー室などが確保できれば大学関係者も使いやすくなるのではないかと思います。大部屋だけだとなかなか難しいですが、引率者向けの小さい部屋があれば行きやすくなるのではないかと思います。琵琶湖周辺では他の自治体の自然の家がありますが、湖畔周辺と利用者の目的が異なっているかと思います。山を楽しむということが特色だとアピールできると思いますので、そこを指定管理受託者にお願いできたらと思いました。

武藤委員：少年自然の家を何度も利用している子が多く、飽きている子もいます。何度行っても楽しめるようなアクティビティを増やしていただけたらと思います。お金がかかってもインストラクターの方に指導していただいてもっと楽しめるものがあればいいのではないかと思います。

広瀬議長：安い宿泊費や無料ということが公共施設の魅力的な部分ではあります。これからは指定管理者になりますので、民間のノウハウを借りてオプションで少し払ってでも遊べるものが広がるのであれば、それを望んでいる利用者もいらっしゃるという貴重な御意見をいただきましたので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

その他に御意見はございませんでしょうか。なければ、続きまして、次第の4、地域教育部所管事業について事務局より説明をお願いします。

4. 地域教育部所管事業について

(青少年室・少年自然の家・青少年クリエイティブセンター・放課後子ども育成課)

西田参事：青少年室から青少年所管分の事業について御説明させていただきます。全部で22事業ありますが、青少年健全育成グループとサポートプラザグループと二つのグループが一つになっており、19番までが青少年健全育成グループの所管となっております。

1番目の『青少年指導員活動事業』について説明します。青少年指導員は、青少年の健全育成を推進するため、各地区青少年対策委員会長の推薦を受け、地域のパイプ役として各小学校に5名ずつ2年ごとに教育委員会が委嘱させていただいております。平成29年度には青少年指導員を167名委嘱させていただきました。課題としましては平成27年度に開校した千里丘北小学校においては、今年度に青少年対策委員会が設立されましたが、青少年指導員の委嘱がまだですので、地域の方と連携して委嘱を検討していきたいと思っております。

2番目の『吹田市成人祭事業』については、新成人を対象に、毎年成人の日にメイシアターにて、「式典」と各団体の協力を得まして「二十歳のつどい」を開催し、毎年2千名の参加者があります。今後の課題としまして市報で公募した成人祭実行委員5、6名に集ってもらい、その中で式典の司会や二十歳の言葉などを考えていただいて発表していただいております。新成人の方も非常に忙しく、集まるのが難しいという現状ですが、今後も新成人の意見を

反映しながら、よりよい成人祭になるよう努めていきたいと思っております。

3番目の『吹田市こども会スポーツ大会事業』について、小学生を対象に中之島公園のスポーツグラウンドで7月最終の土日2日間をかねましてソフトボールとキックベースボールを実施しております。平成29年度の参加は、ソフトボールが11チーム、キックベースボールが5チームで年々チーム数が減っております。今後の課題について、チーム数の減少について委託先と協議をしていく必要があると考えております。

4番目の『吹田市青少年野外コンサート事業』について、毎年6月に青少年指導員の活動の一つとして中高校生の吹奏楽部やコーラス部等の野外による演奏の場を提供しており、グループ間の交流や青少年指導員とともに運営を携わっている事業でございます。場所は千里南公園野外ステージで行っております。平成29年度は20団体853名の参加がございました。今後も多くの青少年に参加していただけるよう周知方法を検討していきたいと考えております。

5番目の『こども文化鑑賞事業』について、毎年8月に開催しております「市民平和のつどい」の一環として実施しております。演劇鑑賞を通じて子供達に夢と感動を与え、豊かな情操を養うことで、青少年の健やかな育成に役立つことを目的としております。会場はメイシアターの中ホールでしたが、昨年度は改修工事のため千里市民センターで開催いたしました。1日2回公演をしております、368名の参加がございました。参加者を増やすためにメールでの受付を実施いたしました。今後も市民の方にとって申し込みしやすいような方法を検討していきたいと思っております。

6番目の『ヤングフェスティバル事業』について、4番目の事業である『吹田市青少年野外コンサート事業』と同様に、青少年指導委員会の事業の一つであり、高校生のバンドの演奏とダンスの場の提供をしております。毎年11月に実施をしております、昨年度はメイシアターの改修工事により中止でしたが、今年度は11月18日日曜日にメイシアター中ホールで開催いたしました。

7番目の『地域安全・青少年育成吹田市民大会事業』について、この市民大会は安心して住みよいまちづくりと青少年健全育成を目的に、開催しております。内容は家庭・学校・地域・行政が一体となった市民運動を展開するための、決意表明を行った後、警察による防犯関係の啓発や演奏会の3部構成となっております。昨年度はメイシアター大ホールが改修工事のため使用できなく、今年度もやむなく中止になりました。課題としては、今後危機管理室が所管しております安心安全の都市づくり市民会議と統合することを検討しております。ただ、青少年健全育成の柱は引き継いでいくことが重要であると思っておりますので、青少年に関わる分につきましては、しっかり残していきたいと思っております。

8番目の『吹田市青少年リーダー講習会事業』について、「吹田市キャンプクラブ」という名称で小学校5年生から中学校3年生までの児童・生徒を対象に、市報で募集を行いまして、各種事業で活躍する青少年リーダーの養成のきっかけづくりとして、宿泊体験やゲーム研修などの実習を行っております。6月には野外炊事などを行う「キャンプだ集合」を北千里にある自然体験交流センター（わくわくの郷）で実施しております。2月には雪遊びなど自然体験を行う「少年の村」を少年自然の家で実施しております。平成29年度は小学生54名、

中学生が16名参加しました。子供達の活動の選択肢が多様化しており、リーダー活動をする子供の数が減少していることが課題になっております。

9番目の『吹田市・若狭町子ども会リーダー交歓会事業』について、昭和45年に開催された万国博覧会に吹田市が福井県三方町（現若狭町）の子供達を招待したことをきっかけに始まりました。青少年リーダー同士の交流を深めることを目的として、隔年ごとに両市町を訪問しております。昨年度は若狭町に訪れまして、吹田市26名、若狭町22名参加しました。子供会の参加人数が減少によりこの事業に参加する児童が減少していることが課題となっております。また、8番目の『吹田市青少年リーダー講習会事業』との関連があり、スタッフとしてのボランティアリーダーが不足していることも課題だと認識しております。

10番目の『吹田市スカウトリーダー養成事業』について、青少年活動指導者養成の一環として、吹田市スカウトリーダー協議会に委託をしている事業でございます。ボーイスカウト、ガールスカウトの活動の一つとして、自然体験交流センターなどで講習会や研修会などを実施しております。平成29年度は530名の参加がございました。

11番目の『青少年指導者講習会事業』について、日々さまざまな場面で子供達に接している地域の方々に、ネット・薬物・LGBTなどの社会的な課題、啓発をテーマにした講演会や子供への関わり方、救急法やレクリエーションなどの実技講座を年間6回実施しております。平成29年度は268名の参加がございました。

12番目の『地区青少年健全育成事業への助成事業』について、各地区青少年対策委員会が実施している青少年の健全育成事業のさまざまな取り組みに対して、補助金を交付し、地域における青少年の総合的な推進を図ることを目的としている事業です。

13番目の『青少年健全育成保健加入等事業』について、地域では年間さまざまな青少年が関わる事業やイベントが実施されております。青少年室でもキャンプなどを運営しており、怪我や事故の際につきましては、市の保険制度である「市民活動災害補償制度」には加入しておりますが、その対象外になる宿泊事業や有償ボランティアの方のための保険を青少年室が別途加入しております。

14番目の『非行防止・環境整備事業』について、各地区の青少年指導員や青少年対策委員会が中心となり、青少年健全育成に関する啓発活動やのぼりや危険箇所の看板の設置、6月と11月にそれぞれ地域ごとに全市一斉合同パトロールを実施していただいております。事業費としては主にのぼりの購入にあてられております。

15番目の『自然体験活動・環境教育事業』について、青少年室のキャンプなど自然体験活動や不登校傾向にある児童や生徒のキャンプを実施しております。その指導に当たる自然体験活動専門指導員には、校長OBを非常勤職員として雇用しております。その人件費に当たるものを事業立てしています。

16番目の『山の学校・海の学校事業』について、不登校の課題を抱える児童・生徒を対象に、「さわやか元気キャンプ」という名称で事業を実施しております。夏は岬町にあります大阪府立青少年海洋センターでカヌーなどの海洋体験をし、冬は兵庫県兎和野高原野外教育センターに宿泊いたしまして、スキーや雪遊びなどの自然体験を行っております。小学校4年生から中学校3年生までを対象としています。過去の参加の中で高校生になった生徒がボラ

ンティアとして参加している生徒もいております。このような繋がりも非常に大事だと思っております。

17番目の『こどもプラザ事業』について、小学校の運動場や空き教室で地域の学習支援を活用し、平日の放課後の子供達の安心安全な居場所を提供する「太陽の広場」と、土曜日などにさまざまな体験活動をする「地域の学校」を実施しております。平成29年度は市内36の小学校で年間2,222回実施しております。子供の見守りをしている地域のボランティア（フレンド）の確保や実施場所である運動場や空き教室の確保が大変だということで課題となっております。

18番目の『こどもプラザ運営事業』について、こどもプラザ事業の円滑な実施を図るため、事業に対する評価・支援を行っております。ボランティアの方に対して年3回フレンド連絡会を実施し、情報共有を行っております。

19番目の『自然体験交流センター管理事業』について、平成24年度より指定管理者制度を導入しており、今年で7年目になります。平成29年度45,075名に利用していただき、年々増え続けており利用率は90%を超えました。このような状況は指定管理者制度が適正に運用されているからだと考えています。ハード面につきましては、平成21年度に本館棟を建替えており、計画的な修繕については今後指定管理者と協議をしながら必要な修繕を実施していきたいと考えております。以上が青少年健全育成グループの事業説明になります。

杉本参事：引き続きまして、青少年室サポートプラザグループの事業について説明させていただきます。

まず、サポートプラザ事業について、阪急山田駅前の夢つながり未来館にあります青少年活動サポートプラザの業務に関する事業でございます。20番目の『施設管理事業（青少年活動サポートプラザ）』について、青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、その成長又は発展に応じた支援を目的とした主として貸館業務及び警備清掃業務を含む施設維持管理業務でございます。平成23年の開館より3年間は市の直営で運営しておりましたが、平成26年4月より、一部に指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な施設管理を行い、市民サービスの向上を図っております。また、指定管理者が開発いたしました貸館予約システムの導入により、利用者が家庭等から貸室の利用状況がリアルタイムで確認できるようになり、仮予約もウェブ上で可能になりました。平成29年度の貸館利用者数は利用件数前年比24件0.2%増の13,044件、利用人数は10,447名7.1%増の157,921名となっております。今後の課題といたしましては開館から7年が経過し、経年劣化してくる設備及び建物等に対して年次的な修繕計画を実施し、利用者の安全性やサービス向上を確保し、さらに施設の長寿命化を図ってまいります。

21番目の『施設運営事業（青少年活動サポートプラザ）』について、青少年又は青少年団体が安心して学び、活動し、交流できる場を提供するとともに、青少年の居場所づくりを基軸として、青少年が他者との関わりやさまざまな経験を通し、青少年自身が成長できるよう、その支援を行うものでございます。施設の機能を活かしたソフト事業が四つございます。具体的に申しますと、一つ目は学校でもない、家庭でもない第3の居場所として自由に訪れる

ことのできる青少年活動サポートプラザ3階の交流ロビーや学習室、6階の多目的ホールの開放事業などの青少年の居場所の運営、二つ目は青少年がこの居場所で孤立しないように、また安心して過ごせるよう仲間として寄り添いながら支援を行うロビーワーカー（居場所ボランティア）の募集と養成、三つ目は青少年を対象に仲間づくりや交流、体験などをテーマとした主催事業の企画運営でございます。四つ目は施設運営に青少年の声を反映させ、サポートプラザを魅力ある施設とするため中学生から30歳未満の青少年で構成される青少年委員会を設置しており、その委員会活動をサポートしております。これらの四つの事業につきまして、開館以来青少年交流活動支援業務として運営を、青少年の活動についてのノウハウを持ち、市民目線での柔軟な対応が可能な民間団体へ業務委託しております。平成29年度の青少年活動サポートプラザ主催事業参加者は前年比1,737人66.8%増の4,337人、多目的ホール開放参加者数は前年比255人18.2%減の1,140人、学習室利用人数は前年比264名1.3%減の20,220人となりました。多目的ホールの開放参加者数につきましては減少しておりますが、昨年度まで開放日としていた第2、第4月曜日の開放日を、今年度からは小中学校が早めに終わる水曜日に変更いたしました。現在、前年比300人ほど増加しております。また、学習室につきましても、長時間利用者が増えておりますので、適宜空き室などを学習室として提供しております。今後の課題といたしましては、青少年を取り巻く社会の変化とともに、ニーズの多様化、複雑化しており、社会的背景を十分に理解しながら青少年との関わりや居場所の提供についても改善していく必要があると考えています。また、本年度よりロビーワーカーを隔日1名から毎日2名の配置に増員し、交流ロビーを利用する青少年への支援と見回りを充実させております。今後とも成長支援ができるよう引き続き実施していく必要があると思います。

22番目『青少年相談事業（青少年活動サポートプラザ）』について、青少年活動サポートプラザではひきこもりやニート、不登校などさまざまな理由で社会とのつながりが希薄になった39歳までの青少年とその家族を対象に、相談や講座、グループワークなど自立支援、居場所の提供などを通して社会参画への支援を行っております。また、平成29年度より教育・福祉・雇用・保健・医療・矯正更生保護などの関係機関が連携をして、適切な支援や情報提供を行うことを目的とする吹田市子ども・若者支援地域協議会を設置しております。相談員は臨床心理士・社会福祉士・精神保健福祉士・キャリアカウンセラーの資格を持つ専門相談員を10名配置いたしまして、年末年始除き年中無休で運営をしております。青少年相談の推移については、平成29年度の相談ケース数は前年比24件10%増の564件、うち新規相談ケース数は40件31.49%増の167件になっております。また、相談回数は前年比134回5.1%増の2,775回となっております。相談の内容について、主訴は、ひきこもり・不登校・就労相談などで、昨今大きな問題となっておりますいじめを主訴とする相談は昨年度ございました。昨年度の相談ケース数は新規ケースとともに過去最多となりました平成25年度に次ぐ件数となっております。また、相談回数につきましても、過去最多となりました平成27年度に次ぐ件数ございました。今後につきましては、課題を抱えた青少年がどのようにして社会に参画していくのか総合的な支援、方策を見出すため、関係機関との連携を一層強化し、支援の早期着手、早期解決に向けてアウトリーチ（訪問相

談) 等による個々に応じた支援ができるよう引き続き実施行く必要があると思っております。また、ひきこもりの長期化、高齢化が懸念される中、子供・若者年代から40歳以上の年代への切れ目のない支援へと繋ぐためにも他の関係機関と連携を強化していきたいと考えております。

前田室長：続きまして、少年自然の家の事業について御説明させていただきます。四つございます。1番目『少年自然の家施設管理事業』について、学校、青少年団体、少人数グループ、家族等の少年自然の家の利用者の受け入れ、またハード面及びソフト面の改修等を行う事業でございます。実績数値では平成29年度353団体、延べ利用者数は20,113名、利用率は73.5%となっております。必要な改修としましては、自家用発電機等の改修などを行っております。

2番目『森林体験事業』について、吹田の子供達を募集し、少年自然の家で宿泊して高島市朽木にあります森林体験センターにおいて樹木の間伐、皮むきなどの林業を体験、林業を専門にされている方のお話を聞く事業でございます。参加人数は27名で、楽しかったという利用者の声はアンケートから見ますと86.7%ございました。参加者はいつも定員より下回っておりますので時期をずらすなど試行錯誤をしているのですが、横ばいの状況でございます。

3番目『吹田市・高島市少年キャンプ大会事業』について、少年自然の家が開所した昭和55年から高島市の子供と吹田市の子供が少年自然の家を会場に交流するという事業でございます。夏休みに2泊3日で宿泊体験やさまざまなプログラムで「発見・冒険・挑戦」の精神を培って、交流を深めることを目的として実施しております。平成29年度は吹田市から83名、高島市から56名参加がありました。フレンドシップ協定を結んでいることありますが、指定管理者制度を導入してもこのような事業は継続していきたいと思っております。

4番目『自然観察会事業』について、少年自然の家がある高島市は自然が豊かで、身近な自然を利用した自然に触れる機会を自然観察会ということで実施しております。家族の方も参加できますし、最近では保育園を対象とした観察会も実施されております。主催事業は一般市民を対象としておりますが、平成29年度では4回109名が参加しており、保育園は高島市の地元の保育園ですが11園328名が参加されました。

一之瀬館長：続きまして、青少年クリエイティブセンターの事業について御説明させていただきます。

大きき三つの事業に分けて年間実施をしております。1番目『青少年クリエイティブセンター施設管理事業』について、一般事務、施設管理修繕等に係る事業を実施するという事で、クリエイティブセンターを年間通して維持管理をし、施設を良好な状態で維持してまいりました。クリエイティブセンターは昭和56年にオープンして40年近く経ちますので古い施設となっておりますが、多くの方に利用していただきたいということで、施設の有効利用や新規利用拡大を課題としております。

2番目『青少年クリエイティブセンター施設運営事業』について、クリエイティブセンターは年間英語教室や手話教室や子育て相談など40ほどのさまざまなイベントや教室や活動を

行っております。平成29年度の主催事業の参加者も含めまして年間施設利用者数は75,854名となっております。事業としましては引き続きアンケートを実施するなどできる限り利用者や市民の声を聞いて事業内容を精査し、たくさんの方に利用していただけるように考えております。

3番目『青少年クリエイティブセンター施設改修事業』について、利用者の方に安全な活動場所を提供するために施設の改修工事を行いました。平成29年度は屋上の防水改修工事、今年度は外壁改修工事を12月に実施する予定となっております。

林 課 長：続きまして、放課後子ども育成課の事業について御説明させていただきます。放課後子ども育成課は留守家庭児童育成室についての事業を行っております。1番目『留守家庭児童育成室事業』について、こちらは留守家庭児童育成室の運営についての事業で、小学校内に保護者就労等により家庭での保育ができない家庭の児童を対象にしました留守家庭児童育成室を設置し、専任の指導員を配置して、集団作りを軸にしながら入室児童の健全育成を図っております。また、障がいや有する児童についても、他の児童との関わりを通じて、健やかな成長ができるような支援を行っております。実績数値といたしまして、平成29年4月1日現在の入室児童数は3,236名となっております。課題といたしましては20名を超える非常勤指導員の欠員が解消できず、臨時指導員を配置することで補っている状況でございます。これに関しましては、吹田市は小学校の児童数が増加しており、またニーズの高まりもあり、留守家庭児童育成室も増加していく傾向にあると思われまます。

2番目『留守家庭児童育成室管理事業』について、こちらは留守家庭児童育成室の施設面でのサポートをする事業となっております。例えば部屋に畳を入れたり、手洗い場やトイレを設置したり、エアコンや座卓を買ったり、修繕することによって運営面を施設面からサポートしている状況でございます。平成29年度の実績数値としまして専用・余裕教室のみで運営している育成室は全36校中31育成室でございます。課題としましては、小学校全体の児童数が増加しておりまして、教室数の不足が見込まれるため、学校と一体となって育成室を確保することが必要であると考えております。

3番目『育成室運営委託事業』について、これは委託室の運営業務を民間委託により実施している事業です。委託事業者は仕様書に基づきまして、直営育成室と同様の指導員配置を行い同じように運営をしております。平成29年度の実績としましては、委託育成室は4育成室になりました。今年度は5育成室を委託しましたので現在9育成室となりました。課題としましては、委託開始時に指導員が全員交代するため、丁寧に引継ぎ保育を行う必要があることから、子供達の様子を見ながら丁寧に行っている状況でございます。また、平成27年度に政策会議を行い、今後の予定としまして全校の1/3にあたります12育成室を委託する予定となっております。

4番目『高野台留守家庭児童育成室設置事業』について、高野台小学校の敷地内に新たに育成室をリース物件として建設いたしまして、平成31年度からの使用開始を目指しております。この建物は、増大する保育所待機児童への緊急対策として、建設を前倒しいたしまして平成29年度から30年度までの2年間は保育幼稚園室において3歳以上の保育施設として

利用しております。平成30年度末にはこちらのほうに戻ってきまして4月からは育成室として使用していく予定となっております。以上でございます。

広瀬議長：ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

川上委員：現在9育成室が委託されていると説明されましたが、どちらの小学校ですか。

林課長：千里丘北育成室、山三育成室、青山台育成室、千里たけみ育成室、佐井寺育成室、山五育成室、北山田育成室、藤白台育成室、桃山台育成室の9育成室となっております。

広瀬議長：成人の日の式典について、今年の6月に民法改正されて、18歳成人となります。施行まで数年余裕がありますが、2022年には高校3年生を含めて実施するということとなりますので、早めに高校側と連絡等取りながら問題のない式典が開催できるよう準備をすすめていただけたらと思います。

木戸部長：他市の状況も見ながらですが、高校3年生の1月といえば受験の忙しい時期に成人祭どころではないという声も聞いている中で、成人式という形ではなく二十歳のつどいとして二十歳の方を対象にした形で他市でも検討していると聞いております。他市の動きを見ながら慎重に判断していきたいと思っております。

前田室長：他市に照会はしているのですが結論が出ていないという状況でございます。

武藤委員：今年度の成人祭はどちらで実施されますか。

前田室長：今年度はホテル阪急エキスポパークで開催予定です。

広瀬議長：他に御意見がないようでしたら、続きまして、次第の5、平成30年4月から平成30年9月実施の後援事業について事務局より説明をお願いします。

5. 平成30年4月～平成30年9月実施後援事業について

曾谷課長代理：平成30年4月から9月までのまなびの支援課所管の事業で71事業、青少年室所管の事業で19事業を後援しております。なお、まなびの支援課後援の第7回はあとふるコンサートと、自然とエコの探検隊、青少年室後援の三島ブロックジュニアリーダー交歓会は、天候の関係で中止となりました。平成29年度との件数比較につきましては、平成29年度はメシアターが休館しておりましたが、今年4月から使用可能となり、後援利用がその分増えているものと思われませんが、6月の地震により現在、大ホールが使用不可となっており、30年度の利用件数に影響が出てくるものと思われまます。

広瀬議長：ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。ないようでしたら、御承認いただいたということにします。

続きまして、次第の6、その他について事務局より説明をお願いします。

6. その他について

前田室長：本日御説明させていただきました高島市にある少年自然の家ですが、陸上自衛隊^{あいぼの}饗庭野演習

場が施設の真裏にあり、そちらで実弾射撃演習中に発生した事案について報告いたします。

1月14日午後1時20分ごろに迫撃砲を使った演習中に砲弾一発が場外に飛び、国道303号線沿いの演習場境界付近に着弾し、一般車両に被害を及ぼすという事案が発生いたしました。当日の夜、事案を把握いたしまして、翌日防衛省の幹部が高島市長を訪問し、謝罪と報告を行いました。そして高島市から少年自然の家に来所されまして事案の報告をいただいております。吹田市の市長、教育長も高島市の市長、教育長には連絡を取りまして嚴重な抗議と十分な安全管理をお願いすることとあわせまして、訓練に関しまして事故の原因調査が進みましたら情報提供をしていただくようお願いしております。少年自然の家の利用について、利用者の受け入れはしていますが、利用団体につきましてはこのような事案があったということを丁寧に説明させていただき、それぞれの団体に利用するかどうかの判断をしていただいております。今のところキャンセルをされたという事例はございません。現在、このような事故から実弾を使った訓練は原因究明が進むまでの間はやめていただきたいということを高島市長が申し入れられておりますので、自衛隊のほうでもその約束を守っていただいております。いずれ再開される際にはご報告させていただきます。

広瀬議長：ありがとうございます。御質問、御意見ございますでしょうか。

武藤委員：少年自然の家のすぐ近くに陸上自衛隊^{しょうしや} 廠舎^{しょうしや}があるとは知りませんでした。

前田室長：少年自然の家の道路を隔てた場所でございます。

武藤委員：演習場所からかなり離れた場所に着弾していますがどれくらいの距離ですか。

前田室長：おおよそ飛ぶ距離が5kmだったため離れた場所に着弾したようです。

川上副議長：何年前にも同じような事例がありましたよね。

木戸部長：3年前は地表や壁などから跳ね返った銃弾が民家にあたりました。その際は防衛省と高島市が協定を結び、このようなことが二度と起こらないようにという約束をしたのにも関わらず、今回このような事故が起きました。高島市長から吹田市の子供のための施設があるので嚴重な注意をしてほしいということを防衛省に伝えたということは伺っております。

広瀬議長：原因等わかりましたら御報告いただけるということなのでよろしく申し上げます。その他ございますでしょうか。

西本課長：特別企画体験型展示「むかしのくらしと学校」について御説明させていただきます。学校との連携事業ということで、小学生に歴史や文化財に触れ合っていたきたいということで毎年12月から3月にかけて特別展示をさせていただきます。内容につきましては、親子で参加するイベント等があり、歴史講座や体験講座では勾玉作りなどをする予定となっております。

広瀬議長：御説明をいただいたのですが御質問、御意見ございますでしょうか。ないようでしたら以上で議題の方は終了させていただきます。

最後に部長より御挨拶をいただきたいと思います。

木戸部長：本日はありがとうございました。明日から11月議会が始まります。本日、御説明させていただきましたように地域教育部としまして、条例案件を2件あげさせていただきますので、厳しい審議が予想されます。特に少年自然の家におきましては、本日社会教育委員の皆様さまざまな御意見をいただきましたけれども、議会からもいろんな御意見が出てくると思われれます。ただ、私も学生時代少年自然の家でアルバイトをしていた経験もありますので、少年自然の家の職員を除く吹田市職員の中では、一番少年自然の家の魅力を知る職員であると自負しております。その中で、今後も少年自然の家の魅力をより向上させまして、その魅力を多くの方に知っていただくために努力していきたいと思っておりますので、今後も引き続き御意見、御指導のほどよろしくお願いたします。

小西課長：今回は、年明けの1月11日（金）を予定しております。よろしく御出席賜りますようお願いいたします。以上でございます。

広瀬議長：ありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の社会教育委員会議をこれで閉会させていただきます。皆様ありがとうございました。